第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項中

| | |
|---|---|
| を除く | を除く |
| 及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く | 及び旧地方法人特別税を除く |

を

| | |
|---|---|
| 及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）に規定する特別法人事業税 | 及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税 |
| 、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）に規定する特別法人事業税及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。） | 、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税及び旧地方法人特別税 |

に改め、同表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項中

| | |
|---|---|
| 特別法人事業税 | 特別法人事業税 |
| 特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税（以下「旧地方法人特別税」という。） | 特別法人事業税及び旧地方法人特別税 |

を

| | |
|---|---|
| 及び特別法人事業税 | 及び特別法人事業税 |
| 、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税（以下「旧地方法人特別税」という。）と | 、特別法人事業税及び旧地方法人特別税 |

に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

**第十九条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。

別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。

別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

**第二十条**　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七条の二のうち地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項の改正規定中「第十七号」を「第十八号」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

**第二十一条**　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号及び第五十四号中「地方税」の下に「、森林環境税」を加え、同項第五十五号中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改める。

第九条第一項中「（昭和四十七年法律第十三号）」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三